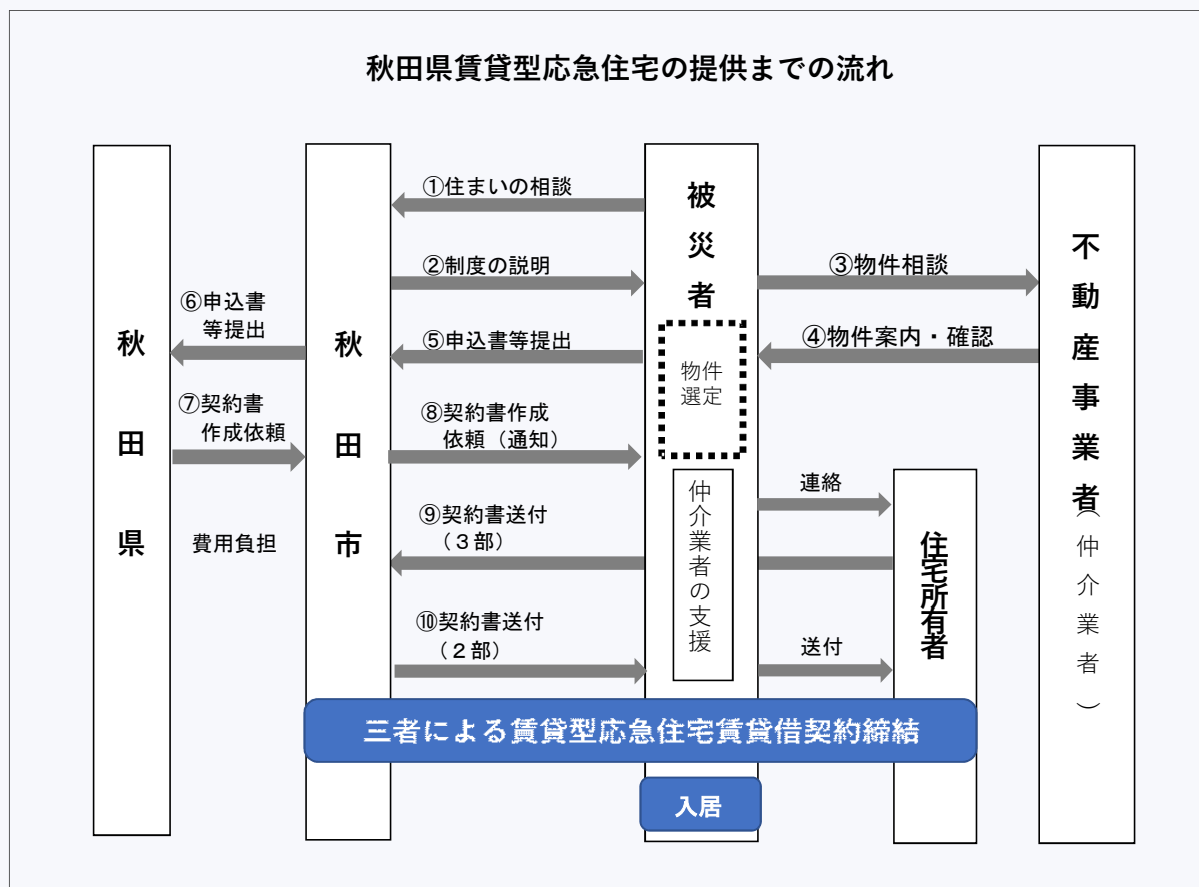


令和5年7月大雨によってお住まいに被害を受けられた皆さまへ

## ～ 秋田県賃貸型応急住宅のご案内 ～

令和5年7月の大雨災害を受けて災害救助法が適用された市町村（秋田市）にお住まいで、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、応急仮設住宅として、民間の賃貸住宅を借り上げし、供与します。



### [手続き]

- ①～② 秋田市より、関係書類をお受け取りください。
- ③～④ 秋田市が紹介する不動産事業者（仲介業者）にお電話いただき、賃貸型応急住宅の紹介依頼であることを伝え、物件の紹介を受けてください。  
なお、対象となる不動産事業者（仲介業者）は、秋田市のホームページ等で確認してください。
- ⑤ 物件選定を終えた場合は、申込書等（4ページ参照）を作成いただき、秋田市へ提出してください。
- ⑧ 申込書等の審査で適当と認められた場合、秋田市より、契約書等の作成をご本人又は仲介業者へ依頼します。
- ⑨～⑩ 契約書等を作成の上、秋田市へ提出してください。

# 賃貸型応急住宅の概要

## 1 対象市町村

令和5年7月7日からの大雨における災害（以下「当該災害」という。）において災害救助法が適用された秋田県内の15市町村（7/14からの適用）

○適用市町村（15市町村）

秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、  
上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

**※15市町村のうち、貸型型応急住宅の供与は、令和5年8月22日現在、  
秋田市および五城目町で実施（提供）しています。**

## 2 入居の対象者

次の（1）および（2）を満たす方が対象

（1）当該災害により、次の①又は②のいずれかを満たす方

①住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方

②住宅に半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）があつて、  
住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅  
としての利用ができず、自らの住家に居住できない方

なお、住み続けることが困難な程度の傷みとは、次のような状態をい  
う。

- ア 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態
- イ 屋根、外壁の損傷により雨風をしのごうできない状態
- ウ 住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が  
生じている状態
- エ ア～ウに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場  
合

③ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理  
に要する期間が1か月を超えると見込まれる方であつて、  
上記②に該当する場合

④ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められる  
場合

**※なお、②に該当する場合は、あらかじめ秋田市にご相談ください。**

（2）自らの資力を以てしては住宅を確保することができない方

### 3 借上げ住宅の条件（県内の物件で、次のいずれにも該当）

- (1) 貸主から同意を得ているもの
- (2) 新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの
- (3) 不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること
- (4) 家賃が、次の額以内であるもの
  - ① 2人以下の世帯 月額 6万円
  - ② 3人から4人以下の世帯 月額 7万5千円
  - ③ 5人以上の世帯 月額 9万円

### 4 費用負担

(1) 市の負担 ※ 申込書には下記の限度額の範囲内で記入してください。

- ① 家賃（上記2の（4）のとおり）  
※ 賃貸型仮設住宅の契約を行う際は、合理的な理由なく家賃の値上げを行い、賃上限で契約することがないようにすること。
- ② 共益費（又は管理費）（通常徴収している額）  
※ 主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とします。  
※ 特段の理由なく家賃に対して不自然に高額になる等の場合は対象となりません。
- ③ 礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
- ④ 仲介手数料（家賃の0.55ヶ月分を限度）
- ⑤ 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
- ⑥ 火災保険等損害保険料
- ⑦ 鍵交換費用（通常徴収している額）  
※ 社会通念上必要と認められる額を限度とします。

(2) 入居者の負担

- ① 光熱水費、駐車場費、自治会費など
- ② 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、上記3の（1）の⑤で 賄えなかった場合の不足額  
※ 物件明渡し時の原状回復に関するトラブル防止のため、入居時には貸主（又は不動産業者）と入居者双方立会いの下、室内の具体的な状況を確認（必要に応じて写真を撮る等）してください。

## 5 入居期間

### 入居時から最長2年

なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合、賃貸型応急住宅の入居期間は、応急修理の対象工事を実施している間（ただし、災害発生日から6ヶ月までの間に限ります。）入居が認められます。このため、応急修理が完了した場合は、速やかに退去していただきます。

## 6 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

災害救助法の適用日以降に被災し、既に個人で契約して入居している場合でも、上記2の「入居の対象者」および上記3の「借上げ住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、秋田市、貸主、入居者が三者契約を締結することで入居日に遡り、賃貸型応急住宅の提供が可能になります（但し、保険は遡及できません）。詳しくは秋田市にご相談ください。

## 7 提出書類

次の書類を準備の上、ご提出ください。書類様式は、秋田市でお渡しします。（ホームページからもダウンロード可）。

秋田市ホームページ

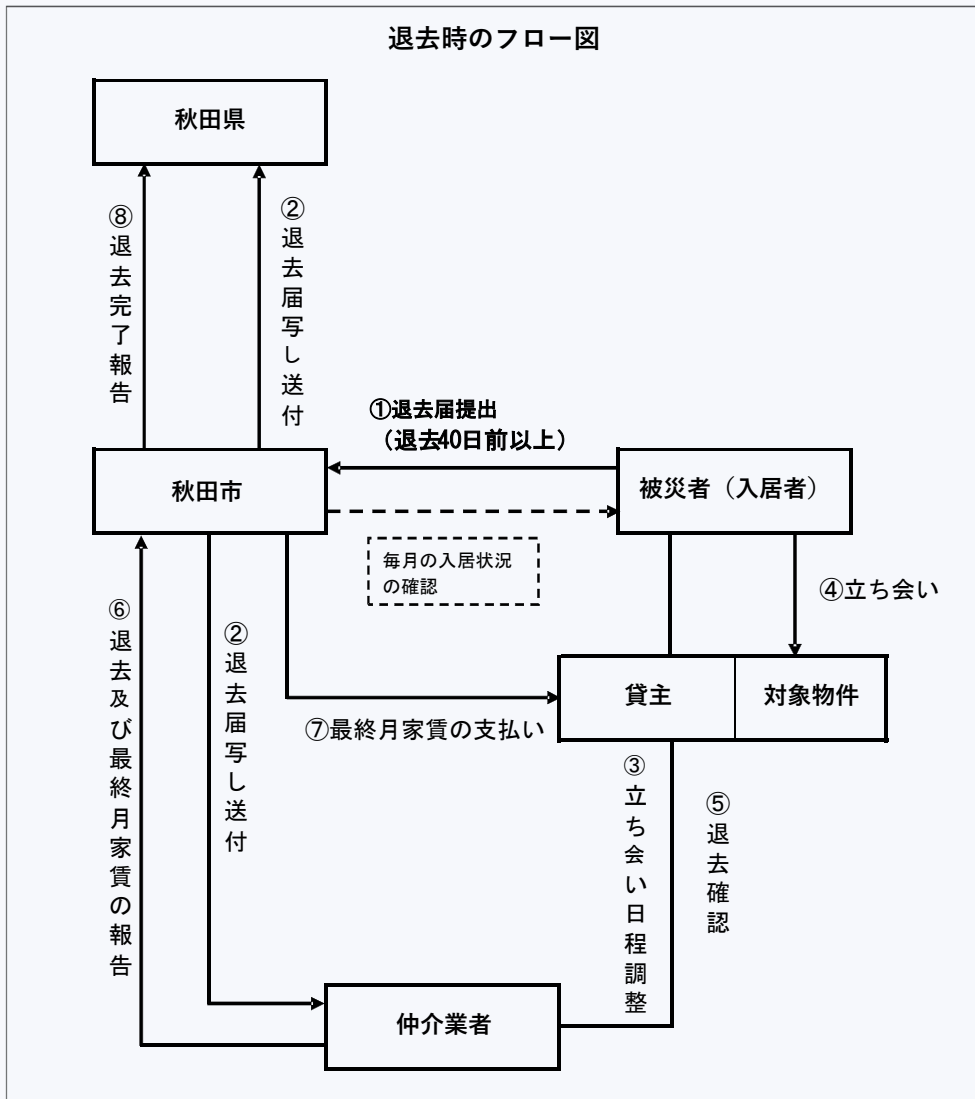
【災害救助法に基づく秋田県賃貸型応急住宅制度について】

URL : <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1039421.html>

- ① 秋田県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）
- ② 入居希望物件概要書（様式1号の2）
- ③ 申出書（様式第5号）
- ④ 罹災証明書  
※秋田市より交付を受けてください。
- ⑤ 住民票（世帯全員）
- ⑥ 同意書（様式第3号）  
※貸主様よりご記入いただいた上で提出してください。  
又は確約書（様式第3号の2）
- ⑦ 誓約書（様式第4号）
- ⑧ 委任状（様式第6号）  
※貸主様が不動産業者様等に管理委託する場合など、必要に応じて提出いただきます。
- ⑨ 上記5に該当する方は、個人で契約した契約書の写し

## 8 退 去

入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の40日前までに、退去届をお住まいの市町村に提出する必要があります。



**【お問い合わせ】**

**秋田市 都市整備部 住宅整備課 電話 018-888-5773**